

様式第30号の13 (第38条の3関係) 一時預かり事業変更届出書

一時預かり事業変更届出書 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 第 号 年 月 日 </div> 地方局長 様 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 届出者 住所 氏名又は名称及び その代表者の氏名 ㊟ </div>			
事業の種類			
事業の内容			
変更事項 (変更年月日)	変更前の内容	変更後の内容	変更の理由
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第30号の14(第38条の4関係) 一時預かり事業廃止(休止)届出書

一時預かり事業廃止(休止)届出書 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 第 号 年 月 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 地方局長 様 住 所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名 印 </div>	
事業の種類	
事業の内容	
廃止(休止)しようとする年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	
現に便宜を受けている乳幼児に対する措置	
休止の予定期間	(廃止する場合にあつては、 記載の必要はない。)

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 複数の種類の事業を廃止し、又は休止する場合は、それぞれの種類ごとに作成すること。
- 4 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第32号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第10号までに掲げる職にある者をもつて充て、第11号から第18号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>総務部管理局総務管理課調整管理係長、財産管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）及び施設管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）</u></p> <p>(3)～(11) 省略</p> <p>(12) <u>教育委員会事務局の教育総務課総務係長及び教育総務課教職員厚生室厚生事業係長</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) <u>人事委員会事務局の採用給与課担当係長</u></p> <p>(15) <u>監査事務局の監査調整グループ担当係長（監査事務局長が指定した者に限る。）</u></p> <p>(16)～(18) 省略</p> <p>（出納員以外の会計職員）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一～六 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本庁各課（警察本部を除く。）の庶務を担当する係長</td> <td>物品取扱員</td> </tr> <tr> <td>一～三 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>出納局の会計課長に委任させる事務は、本庁各課に属する会計事務のうち、本庁各課（警察本部を除く。）の事務に係る物品の出納、保管及び記録管理に関すること。</u></p>	省略		一～六 省略		本庁各課（警察本部を除く。）の庶務を担当する係長	物品取扱員	一～三 省略		省略		<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第10号までに掲げる職にある者をもつて充て、第11号から第18号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>総務部管理局総務管理課庁舎管理係長、施設管理改革グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）及び財産処分係長</u></p> <p>(3)～(11) 省略</p> <p>(12) <u>教育委員会事務局の教育総務課の総務係長及び福利統計係長</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) <u>人事委員会事務局の総務課庶務係長</u></p> <p>(15) <u>監査事務局の監査課管理係長</u></p> <p>(16)～(18) 省略</p> <p>（出納員以外の会計職員）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一～六 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>物品取扱員</td> </tr> <tr> <td>一～三 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>（会計管理者等の事務の一部委任）</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p>	省略		一～六 省略			物品取扱員	一～三 省略		省略	
省略																					
一～六 省略																					
本庁各課（警察本部を除く。）の庶務を担当する係長	物品取扱員																				
一～三 省略																					
省略																					
省略																					
一～六 省略																					
	物品取扱員																				
一～三 省略																					
省略																					

- (2) 総務部管理局総務管理課調整管理係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が受け入れるふるさと寄附金の収納及び保管に関すること。
- (3) 総務部管理局総務管理課財産管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する不動産の売払いの契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (4) 総務部管理局総務管理課施設管理グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する庁舎の管理に関する業務委託契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの（次号及び第13号に掲げる会計事務を除く。）とする。
- (11) 省略
- (12) 教育委員会事務局の教育総務課教職員厚生室厚生事業係長及び別に任命された出納員に委任させる事務は、当該出納員の所属する本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、現金の収納及び保管に関すること（次号に掲げる会計事務を除く。）。
- (13) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（土木部管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。）の収納及び保管に関すること。

出納員	会計事務
省略	
省略 人事委員会事務局の採用給与課担当係長 監査事務局の監査調整グループ担当係長（監査事務局長が指定した者に限る。） 省略	省略

- 2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。
- (1)～(5) 省略
- (6) 出納局の会計課長から本庁各課（警察本部を除く。）の物品取扱員に委任させる事務は、当該物品取扱員の所属する本庁各課（警察本部を除く。）の事務に係る物品の出納、保管及び記録管理に関すること。
- (7) 室長から地方機関の物品取扱員に委任させる事務は、当該物品取扱員の所属する地方機関の事務に係る物品の出納、保管及び記録管理に関すること。

- (1) 総務部管理局総務管理課庁舎管理係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する庁舎の管理に関する業務委託契約に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (2) 総務部管理局総務管理課施設管理改革グループ担当係長（総務管理課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が受け入れるふるさと寄附金の収納及び保管に関すること。
- (3) 総務部管理局総務管理課財産処分係長 _____ に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、総務管理課が実施する不動産の売払いの契約に _____ に係る入札保証金の収納及び保管に関すること。
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの（第9号及び第11号に掲げる会計事務を除く。）とする。
- (10) 省略
- (11) 教育委員会事務局の教育総務課福利統計係長 _____ 及び別に任命された出納員に委任させる事務は、当該出納員の所属する本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、現金の収納及び保管に関すること（次号に掲げる会計事務を除く。）。
- (12) 次の表の左欄に掲げる出納員に委任させる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる会計事務のうち、公文書の写しの交付に要する費用を負担させるために徴収する現金（土木部管理局用地課収用係長にあつては、収用委員会の公文書の写しの交付に係るものに限る。）の収納及び保管に関すること。

出納員	会計事務
省略	
省略 人事委員会事務局の総務課庶務係長 _____ 監査事務局の監査課管理係長 _____ 省略	省略

- 2 出納員をして現金取扱員及び物品取扱員に委任させる事務は、次のとおりとする。
- (1)～(5) 省略
- (6) 室長から _____ 物品取扱員に委任させる事務は、当該物品取扱員の所属する地方機関の事務に係る物品の出納、保管及び記録管理に関すること。

(資金前渡のできる経費)

第49条 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1)~(7) 省略
 - (8) 収入証紙、収入印紙、郵便切手及び郵便はがき等の購入に必要な経費
 - (9)~(21) 省略
- (前金払)

第59条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号まで及び令附則第7条に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)に基づく扶助費

2 省略

(物品の受入れ又は払出しの通知)

第168条 物品管理者は、物品の受入れをするとき、又は払出しをするときは、物品出納者(本庁各課(警察本部を除く。))にあつては当該本庁各課の物品取扱員、警察本部にあつては警察本部の出納員、地方機関(県外事務所を除く。)にあつては当該地方機関の物品取扱員、県外事務所にあつては当該事務所の出納員をいう。以下同じ。)に、物品出納通知書(様式第72号)により受入れ又は払出しの通知をしなければならない。

2 本庁各課(警察本部を除く。)及び地方機関における物品管理者は、前項の規定にかかわらず、備品管理簿、動物管理簿、図書管理簿若しくは標本・模型類管理簿(以下「備品管理簿等」という。)若しくは消耗品受払簿、郵便切手・郵便はがき・収入印紙受払簿、生産品受払簿若しくは原材料受払簿(以下「消耗品受払簿等」という。)又は第179条第2項に規定する適宜の様式(以下「適宜の様式」という。)により物品の受入れ又は払出しの通知をすることができる。

3~6 省略

(物品の分類変更)

第173条 省略

2 本庁各課(警察本部を除く。)及び地方機関における物品管理者は、前項の規定にかかわらず、備品管理簿等若しくは消耗品受払簿等又は適宜の様式により物品の分類変更の通知をすることができる。

(物品の管理換え等)

第174条 省略

2・3 省略

4 第168条第5項の規定は、前2項の規定による通知を受けた本庁各課(警察本部を除く。)又は地方機関における出納員又は物品取扱員の帳簿の記帳についてこれを準用する。

5 省略

別表第1(第37条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類		支出負担行為書又は支出負担行為書兼決議書に付記する主な事項
			契約のとき。	支出決定のとき。	

(資金前渡のできる経費)

第49条 資金前渡をすることができる経費は、令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1)~(7) 省略
 - (8) 収入証紙、収入印紙及び郵便切手_____の購入に必要な経費
 - (9)~(21) 省略
- (前金払)

第59条 前金払をすることができる経費は、令第163条第1号から第7号まで及び令附則第7条に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)_____に基づく扶助費

2 省略

(物品の受入れ又は払出しの通知)

第168条 物品管理者は、物品の受入れをするとき、又は払出しをするときは、物品出納者(本庁各課(警察本部を除く。))にあつては会計管理者_____、警察本部にあつては警察本部の出納員、地方機関(県外事務所を除く。)にあつては当該地方機関の物品取扱員、県外事務所にあつては当該事務所の出納員をいう。以下同じ。)に、物品出納通知書(様式第72号)により受入れ又は払出しの通知をしなければならない。

2 _____地方機関における物品管理者は、前項の規定にかかわらず、備品管理簿、動物管理簿、図書管理簿若しくは標本・模型類管理簿(以下「備品管理簿等」という。)若しくは消耗品受払簿、郵便切手・郵便はがき・収入印紙受払簿、生産品受払簿若しくは原材料受払簿(以下「消耗品受払簿等」という。)又は第179条第2項に規定する適宜の様式(以下「適宜の様式」という。)により物品の受入れ又は払出しの通知をすることができる。

3~6 省略

(物品の分類変更)

第173条 省略

2 _____地方機関における物品管理者は、前項の規定にかかわらず、備品管理簿等若しくは消耗品受払簿等又は適宜の様式により物品の分類変更の通知をすることができる。

(物品の管理換え等)

第174条 省略

2・3 省略

4 第168条第5項の規定は、前2項の規定による通知を受けた_____地方機関における出納員又は物品取扱員の帳簿の記帳についてこれを準用する。

5 省略

別表第1(第37条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類		支出負担行為書又は支出負担行為書兼決議書に付記する主な事項
			契約のとき。	支出決定のとき。	

1～13 省略					
14 使 用料 及び 賃借 料	契約締結の とき (単価契 約、長期継 続契約(不 動産を借り るもの及び 条例に基づ くものを除 く。)等に よるもの にあつては 請求された 額、長期継 続契約(不 動産を借り るもの及び 条例に基づ くものによ るものにあ つては当該 年度の契約 金額) のあつて は翌年度以 降の各4月 1日)。	契約金額 (単価契 約、長期継 続契約(不 動産を借り るもの及び 条例に基づ くものを除 く。)等に よるもの にあつては 請求された 額、長期継 続契約(不 動産を借り るもの及び 条例に基づ くものによ るものにあ つては当該 年度の契約 金額)	省略		
15～28 省略					

様式第49号(第82条、第209条関係) 給与前渡資金領収書

省略

様式第51号(第89条、第198条、第210条関係) 恩給送金支払通知書

省略

注 _____ 2部複写すること。

様式第51号の2(第89条、第198条、第210条、第220条関係) 恩給口座振替支払通知書

省略

注 _____ 2部複写すること。

様式第57号の4(第112条関係) 給与等更生科目内訳書

省略

省略

注 _____ 省略

様式第96号(第210条関係) 恩給領収書

省略

1～13 省略					
14 使 用料 及び 賃借 料	契約締結の とき (単価契 約、長期継 続契約(不 動産を借り るもの及び 条例に基づ くものを除 く。)等に よるもの にあつては 請求された 額、長期継 続契約(不 動産を借り るもの及び 条例に基づ くものによ るものにあ つては当該 年度の契約 金額) のあつて は翌年度以 降の各4月 1日)。	契約金額 (単価契 約、長期継 続契約(不 動産を借り るもの及び 条例に基づ くものを除 く。)等に よるもの にあつては 請求された 額、長期継 続契約(不 動産を借り るもの及び 条例に基づ くものによ るものにあ つては当該 年度の契約 金額)	省略		
15～28 省略					

様式第49号 _____ 給与前渡資金領収書

省略

注 用紙寸法は、日本工業規格B6とすること。

様式第51号(第89条、第198条、第210条関係) 恩給送金支払通知書

省略

注 用紙寸法は、日本工業規格B5とし、2部複写すること。

様式第51号の2(第89条、第198条、第210条、第220条関係) 恩給口座振替支払通知書

省略

注 用紙寸法は、日本工業規格B5とし、2部複写すること。

様式第57号の4(第112条関係) 給与等更生科目内訳書

省略

省略

注 1 用紙寸法は、日本工業規格B4とすること。

2 省略

様式第96号 _____ 恩給領収書

省略

注 用紙寸法は、日本工業規格B6とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第33号

地方公営企業法第39条第 2 項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

地方公営企業法第39条第 2 項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第 2 項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正)

第 1 条 地方公営企業法第39条第 2 項の規定により知事が定める職に関する規則(昭和46年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第 2 項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 公営企業管理局の局付、参事、課長、室長、技幹、副参事、課付、課長補佐、室長補佐及び技術課長補佐 (3) 省略 (4) 病院の院長、副院長、センター長、経営統括監、事務局長、事務局次長及び経営企画室長並びに県立中央病院、県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長及び総務課長補佐	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第 2 項の規定により、知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 公営企業管理局の局付、参事、課長____、技幹、副参事、課付、課長補佐____及び技術課長補佐 (3) 省略 (4) 病院の院長、副院長、センター長、企画調査監、事務局長、事務局次長及び経営企画室長並びに県立中央病院、県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長及び総務課長補佐

(地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第 2 条 地方公営企業法第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和46年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 公営企業管理局の局付、参事、課長、室長、技幹、副参事、課付、課長補佐、室長補佐及び技術課長補佐 (3) 省略 (4) 病院の院長、副院長、センター長、経営統括監、事務局長、事務局次長及び経営企画室長並びに県立中央病院、県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長及び総務課長補佐	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第 1 項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 公営企業管理局の局付、参事、課長____、技幹、副参事、課付、課長補佐____及び技術課長補佐 (3) 省略 (4) 病院の院長、副院長、センター長、企画調査監、事務局長、事務局次長及び経営企画室長並びに県立中央病院、県立今治病院及び県立新居浜病院の総務課長及び総務課長補佐

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第 7 号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保有財産管理班規程を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県有財産管理班規程

(設置)

第 1 条 遊休県有財産の処分を推進し、歳入を確保するとともに、県有財産を適切に管理するため、県有財産管理班(以下「班」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 県有財産の取得、管理及び処分の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 県有財産の取得、管理及び処分に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) その他県有財産の取得、管理及び処分に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 班は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(班長)

第 4 条 班に班長を置き、総務部管理局長の職にある班員をもって充てる。

2 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

(庶務)

第 5 条 班の庶務は、総務部管理局総務管理課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 愛媛県有財産管理班規程(平成17年愛媛県訓令第7号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

1	総務部管理局長
2	総務部管理局総務管理課長
3	企画情報部管理局企画調整課長
4	県民環境部管理局県民生活課長
5	保健福祉部管理局保健福祉課長
6	経済労働部管理局産業政策課長
7	農林水産部管理局農政課長
8	土木部管理局土木管理課長
9	教育委員会事務局管理部教育総務課長
10	警察本部会計課長
11	公営企業管理局総務課長

○愛媛県訓令第 8 号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第 1 (第 4 条関係) 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					別表第 1 (第 4 条関係) 知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の 種 類	事 項	決裁区分			事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		知 事	専決者				知 事	専決者	
			部 長	局 長				課 長	部 長
1 ~ 16									

省略					
17 公有 財産、 物品及 び債権 に關す る事務	1 省略				
	2 公有財産の管理に関するこ と。				
	(1) 省略				
	(2) 普通財産及び行政財産の 貸付け並びに貸付期間の延 長及び更新（規則第22条、 第23条、第28条の2）				
	ア・イ 省略				
	(3) 普通財産及び行政財産の 貸付けに係る使用目的又は 原形の変更承認（規則第24 条、第28条の2）				
	(4)・(5) 省略				
	(6) 行政財産の使用許可に係 る使用目的又は原形の変更 承認（規則第24条、第30 条）				
	(7)・(8) 省略				
3～7 省略					
18～21 省略					
22 愛媛 県統計 調査条 例の施 行に關 する事 務	1 県統計調査の実施			—	
	2 県統計調査の告示（第3条 第2項）				—
	3 統計調査員の任免（第5条 第1項）				—
	4 資料の提出の要求及び立入 検査（第6条第1項）				—
	5 結果の公表（第8条）				—
	6 調査票情報の二次利用（第 9条）				—
	7 調査票情報の提供（第10 条）				—
23 省略					
24 省略					
25 省略					

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用
については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、
「室長」とする。
(1) 省略
(2) 6の部7の項及び13の項
(3)・(4) 省略
(5) 22の部2の項及び4の項から7の項まで
(6) 25の部1の項⁽³⁾

2・3 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

省略					
17 公有 財産、 物品及 び債権 に關す る事務	1 省略				
	2 公有財産の管理に関するこ と。				
	(1) 省略				
	(2) 普通財産_____の 貸付け並びに貸付期間の延 長及び更新（規則第22条、 第23条_____）				
	ア・イ 省略				
	(3) 普通財産の_____ _____使用目的又は 原形の変更承認（規則第24 条_____）				
	(4)・(5) 省略				
	(6) 行政財産の_____ _____使用目的又は原形の変更 承認（規則第24条、第30 条）				
	(7)・(8) 省略				
3～7 省略					
18～21 省略					
22 省略					
22 省略					
23 省略					
24 省略					

備考 1 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用
については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、
「室長」とする。
(1) 省略
(2) 6の部7の項及び12の項
(3)・(4) 省略
(5) 24の部1の項⁽³⁾

2・3 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
市 町 振 興 課	1～5 省略				
	6 地 方公 共団 体の 財政 の健 全化 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 省略			
		2 市町に係る財政健全化計画 及び経営健全化計画の総務大 臣への報告及び公表（第5条 第2項から第4項まで、第24 条）			—
		3 市町に係る財政健全化計画 及び経営健全化計画の実施状 況等の総務大臣への報告及び 公表（第6条第1項、第2 項、第24条、第27条第1項、 第2項、第6項）			—
		4 財政健全化団体及び経営健 全化団体の長に対する勧告等 （第7条第1項、第3項、第 24条）	—		
		5 市町に係る財政再生計画等 の総務大臣への報告等（第9 条第2項、第3項、第10条第 1項、第18条第1項、第27条 第4項、地方公共団体の財政 の健全化に関する法律施行令 （以下この部において「政令」 という。）第24条第1項）		—	
6 市町に係る財政再生計画の 軽微な変更への同意及び総務 大臣への報告（第10条第6 項、政令第22条）			—		
7 省 略					
8 省 略					
9 省 略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
市 町 振 興 課	1～5 省略				
	6 地 方公 共団 体の 財政 の健 全化 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 省略			
7 地 方財 政再 建促 進特 別措 置法 の施 行に 関す る事 務	1 市町に係る財政再建計画の 変更の同意及び総務大臣への 事前協議（第3条第1項、第 5項、第22条第3項、第4 項、第25条、地方財政再建促 進特別措置法施行令（以下こ の部において「政令」とい う。）第13条）		—		
	2 寄附金等に関する支出の同 意（政令第12条）			—	
8 省 略					
9 省 略					
10 省 略					

10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の施行に関する事務	1 地方特例交付金及び特別交付金の算定及び交付（第7条、附則第4条第10項） 2 地方特例交付金及び特別交付金の額の算定に用いる資料の審査及び総務大臣への送付（第8条第2項、附則第4条第10項）			
16 省略				
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				
23 省略				
24 省略				

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画情報部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長

11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の施行に関する事務	1 地方特例交付金及び特別交付金の算定及び交付（第6条、附則第4条第10項） 2 地方特例交付金及び特別交付金の額の算定に用いる資料の審査及び総務大臣への送付（第7条第2項、附則第4条第10項）			
17 省略				
18 省略				
19 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				
23 省略				
24 省略				
25 省略				

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画情報部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長

統計課	1 統計法の施行に関する事務				
		1 調査区の設定及び修正（第16条、統計法施行令（以下この部において「政令」という。）第4条第1項）			
		2 統計調査員の任免（第14条、第16条、政令第4条第1項）			
		3 資料の提出の要求及び立入検査（第15条第1項、第16条、政令第4条第1項）			—
		4 調査票その他関係書類の提出（第16条、政令第4条第1項）			
		5 統計調査実施に伴う関係機関との協調（第30条）			
		6 調査票情報等の利用（第27条第2項、第33条第1号）			
		7 届出を要する統計調査の進達（第24条第1項）			
		8 省略			
		9 省略			
10 統計調査員の指揮監督					
11 一般統計調査の受託			—		
2 愛媛県統計調査条例の施行に関する事務	1 県基幹統計調査の指定及び解除（第2条第2項、第3条第1項）		—		
3 省略					

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長

統計課	1 統計法の施行に関する事務	1 申告命令（第5条）			—
		2 統計主事資格の事実認定（第10条第4項第1号）			—
		3 実地調査（第13条）			—
		4 調査区の設定及び変更			
		5 調査員及び指導員の任免（第12条）			
		6 調査票の進達			
		7 結果の公表（第16条）			—
		8 統計調査の実施計画			—
		9 統計調査実施に伴う関係機関との協調（第17条）			
		10 調査票等関係書類の利用（第15条）			
		11 届出を要する統計調査の進達（第8条_____）			
		12 省略			
13 省略					
14 調査員及び指導員の指揮監督					
2 統計報告調整法の施行に関する事務	1 統計調査受託書の提出			—	
3 省略					

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長

県 民 生 活 課	1～4 省略				
	5 不 当 景 品 類 及 び 不 当 表 示 防 止 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 <u>違反業者に対する禁止若しくは再発防止のための必要事項又は公示その他必要事項の指示（第7条）</u>			—
		2 省略			
		3 <u>報告の徴収及び立入検査（第9条第1項）</u>			—
	6 省略				
	7 消 費 生 活 用 製 品 安 全 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 <u>業務の状況に関する報告の徴収（第40条第1項、第55条、消費生活用製品安全法施行令（以下この部において「政令」という。）第14条第1項）</u>			—
		2 <u>立入検査（第41条第1項、第55条、政令第14条第1項）</u>			—
		3 <u>消費生活用製品の提出命令（第42条第1項、第55条、政令第14条第1項）</u>			—
		4 <u>経済産業大臣への報告（消費生活用製品安全法施行令第14条第2項）</u>			—
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
12 省略					
13 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
消 防	1～5 省略					

県 民 生 活 課	1～4 省略				
	5 不 当 景 品 類 及 び 不 当 表 示 防 止 法 の 施 行 に 関 す る 事 務				
		1 省略			
	6 省略				
	7 省 略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
12 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
消 防	1～5 省略					

防 災 安 全 課	6 高	1 高圧ガスの製造等の規制に 関すること。				
	ス保	(1) 製造の許可（第5条第1 項）			—	
	安法	(2) 第一種製造者の承継の届 出の受理（第10条第2項）				—
	の施	(3) 第一種製造者の施設等の 変更の許可（第14条第1 項）				—
	行に	(4) 第一種製造者の施設の軽 微な変更の届出の受理（第 14条第2項）				—
	関す	(5) 完成検査（第20条第1項 本文、第3項、コンビナー ト等保安規則（以下この部 において「コンビ則」とい う。）第15条第2項）				—
	る事	(6) 高圧ガス保安協会等の完 成検査を受けた旨の届出の 受理（第20条第1項ただし 書、第3項第1号）				—
	務	(7) 高圧ガス保安協会等の完 成検査の結果報告の受理 （第20条第4項）				—
		(8) 製造の廃止等の届出の受 理（第21条第1項）				—
		(9) 検査記録の届出の受理 （第39条の11第1項）				—
		2 保安に関すること。				
		(1) 危害予防規程の届出の受 理（第26条第1項）				—
		(2) 保安統括者等の選任及び 解任の届出の受理（第27条 の2第5項、第6項、第27 条の3第3項）				—
		(3) 保安統括者等の代理者の 選任及び解任の届出の受理 （第27条の2第5項、第33 条第3項）				—
		(4) 省略				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 省略				
	(9) 保安検査（第35条第1項、 コンビ則第34条第4項）				—	
	(10) 特定施設の使用休止の届 出の受理（コンビ則第34条 第2項）				—	

防 災 安 全 課	6 高					
	圧ガ					
	ス保					
	安法					
	の施					
	行に					
	関す					
	る事					
	務					
		1 保安に関すること。				
		(1) 省略				
	(2) 省略					
	(3) 省略					
	(4) 省略					
	(5) 省略					

(11) 高圧ガス保安協会等の保安検査を受けた旨の届出の受理（第35条第1項第1号）				—
(12) 高圧ガス保安協会等の保安検査の結果報告の受理（第35条第3項）				—
(13) 検査記録の届出の受理（第39条の11第2項）				—
(14) 省略				
3 省略				
4 省略				
5 監督処分に関すること。				
(1) 第一種製造者の製造の許可の取消し（第9条）	—			
(2) 製造施設等の基準適合命令（第11条第3項）				—
(3) 危害予防規程の変更命令（第26条第2項）				—
(4) 危害予防規程の遵守命令等（第26条第4項）				—
(5) 保安教育計画の変更命令（第27条第2項）				—
(6) 保安教育計画の実行等の勧告（第27条第5項）				—
(7) 省略				
(8) 保安統括者等の解任命令（第34条）				—
(9) 命令違反等による製造の許可の取消し及び製造の停止命令（第38条）	—			
(10) 緊急措置（第39条）	—			
(11) 省略				
(12) 報告の徴収（第61条第1項）				—
(13) 立入検査等（第62条第1項）				—
(14) 省略				
(15) 省略				
6 公安委員会等への通報（第74条第1項）				—
7～12 省略				

(6) 省略				
2 省略				
3 省略				
4 監督処分に関すること。				
(1) 省略				
(2) 省略				
(3) 省略				
(4) 省略				
7～12 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長

18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				

2 省
略

3 愛
媛
県
医
師
確
保
奨
学
基
金
条
例
—
—
の
施
行
に
関
する
事
務

1	貸与者の決定（愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則 _____（以下この部において「規則」という。）第9条）				
2	奨学金の貸与の取消し及び休止の決定（規則第10条 _____）				
3	省略				
4	奨学金の返還の債務の当然免除の決定（第5条）				—
5	奨学金の返還の債務の裁量免除の決定（第6条）				
6	省略				
7	届出等の受理（規則第11条、第17条、第18条、第19条）				
8	後期臨床研修の承認（規則第12条）				—

17	省略				
18	省略				
19	省略				
20	省略				
21	省略				
22	省略				
23	省略				
24	省略				
25	省略				
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				

2 省
略

3 愛
媛
県
医
師
確
保
奨
学
基
金
条
例
の
施
行
に
関
する
事
務

1	貸与者の決定（愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例施行規則（以下この部において「規則」という。）第9条）				
2	奨学金の貸与の取消し及び休止の決定（規則第10条第1項）				
3	省略				
4	奨学金の返還免除の決定（第6条）				
5	省略				
6	届出等の受理（規則第11条、第12条、第17条、第18条）				

4 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例の施行に関する事務	1 貸費生の採用(第2条)		—		
	2 奨学金の貸与の取消し(第4条)		—		
	3 奨学金の貸与の休止及び保留の決定(第5条)		—		
	4 奨学金の返還の債務の当然免除の決定(第6条)				—
	5 奨学金の返還に関する指示(第7条)			—	
	6 奨学金の返還の債務の裁量免除の決定(第8条)			—	
	7 奨学金の返還猶予の決定(第9条)				—
	8 届出等の受理(第10条、愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則(以下この部において「規則」という。)第7条、第11条から第13条まで)				—
	9 後期臨床研修の承認(規則第8条)				—
5 省略					
6 省略					
7 省略					
8 省略					
9 省略					
10 省略					
11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					
17 省略					
18 省略					

4 省略					
5 省略					
6 省略					
7 省略					
8 省略					
9 省略					
10 省略					
11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					
17 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
健 康 増 進 課	1 ハ ンセ ン病 問題 の解 決の 促進 に関 する 法律 の施 行に 関す る事 務	1 入所者の親族の援護(第19条)			—	
		2 費用の徴収(第21条)			—	
	2 省 略					
	3 感 染症 の予 防及 び感 染症 の患 者に 対す る医 療に 関す る法 律の 施行 に関 する 事務	1 省略				
		2 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。				
		(1) 厚生労働大臣への報告等(第12条第2項、第3項、第5項、第6項、第13条第3項、第4項、第14条第3項、第15条第5項、第15条の2第2項、第15条の3第2項、第3項)				
		(2)~(4) 省略				
		3~5 省略				
		6 新型インフルエンザ等感染症に関すること。				
		(1) 建物への立入制限等の措置(第32条、第44条の4第1項)		—		
(2) 交通の制限又は遮断(第33条、第44条の4第1項)		—				
(3) 厚生労働大臣への報告(第44条の5第1項)			—			
7 省略						
8 省略						
4~7 省略						
8 原 子爆	1 被爆者健康手帳に関すること。					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長
健 康 増 進 課	1 ら い予 防法 の廃 止に 関す る法 律の 施行 に関 する 事務	1 入所患者の親族の援護(第6条)			—	
		2 費用の徴収(第8条)			—	
	2 省 略					
	3 感 染症 の予 防及 び感 染症 の患 者に 対す る医 療に 関す る法 律の 施行 に関 する 事務	1 省略				
		2 感染症に関する情報の収集及び公表に関すること。				
		(1) 厚生労働大臣への報告等(第12条第2項、第3項、第5項、第6項、第13条第3項、第4項、第14条第3項、第15条第5項、第15条の2第2項)				
		(2)~(4) 省略				
		3~5 省略				
		6 省略				
		7 省略				
4~7 省略						
8 原 子爆	1 被爆者健康手帳に関すること。					

弾被 爆者 に 対 す る 援 護 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 事 務	(1) 交付(第2条第3項)				
	(2)~(4) 省略				
	2~9 省略				
9~15 省略					

弾被 爆者 に 対 す る 援 護 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 事 務	(1) 交付(第2条第2項)				
	(2)~(4) 省略				
	2~9 省略				
9~15 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
薬 務 衛 生 課	1~16 省略					
	17 省 略					
	18 省 略					
19 愛 媛 県 食 の 安 全 安 心 推 進 条 例 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 施策の実施状況の報告及び 公表(第10条)		—			
	2 推進計画の策定(第11条)		—			

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
薬 務 衛 生 課	1~16 省略					
	17 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 株式会社日本政策金融公庫 (生活衛生資金)の貸付けの 推薦(株式会社日本政策金融 公庫に対する融資申込手続要 綱(昭和42年10月7日付け厚 生省環境衛生局長通知))				—
	18 省 略					
	19 省 略					

20～24 省略					
-------------	--	--	--	--	--

20～24 省略					
-------------	--	--	--	--	--

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
子 育 て 支 援 課	1 次 世代 育成 支援 対策 推進 法の 施行 に関 する 事務	1 行動計画に関すること。			
		(1) 策定及び公表（第9条第1項、第5項）			
		(2) 措置の実施状況の公表（第9条第6項）			
	2 省略				
	2～5 省略				
6 補 助金 の交 付等 に関 する 事務	1 省略				
	2 省略				
7～13 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
子 育 て 支 援 課	1 次 世代 育成 支援 対策 推進 法の 施行 に関 する 事務	1 行動計画に関すること。			
		(1) 策定及び公表（第9条第1項、第4項）			
		(2) 措置の実施状況の公表（第9条第5項）			
	2 省略				
	2～5 省略				
6 補 助金 の交 付等 に関 する 事務	1 省略				
	2 愛媛県保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成17年5月25日制定）に基づく補助金の交付			—	
	3 省略				
7～13 省略					

別表第6（第4条関係）

別表第6（第4条関係）

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
産 業 創 出 課	1 省				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
産 業 創 出 課	1 鉦 工業 に関 する 試験 研究 及び 調査 の基 本方 針に 関す る事 務	1 産業技術調整協議会の運営			—
		2 省			

	18 省略				
	19 省略				
27~29 省略					

	17 省略				
	18 省略				
27~29 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
林 業 政 策 課	1~15 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
林 業 政 策 課	1~15 省略				
	16 強 い林 業・ 木材 産業 づく り交 付金 実施 要綱 (平成17 年3 月30 日付 け農 林水 産事 務次 官通 知)の 施行に 関す る事 務	1 事業計画の作成及び変更 (第3)		—	
		2 実施及び報告			—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
全 国 育 樹 祭 室	1 第 32回 全国 育樹 祭の 開催 に関 する	1 第32回全国育樹祭の基本計 画及び実施計画に関するこ と。	—		
		2 第32回全国育樹祭の広報に 関すること。		—	
		3 第32回全国育樹祭の関係機 関等との連絡調整に関するこ と。			—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
森 林 整 備 課	1～17 省略				
	18 省 略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
漁 政 課	1～12 省略				
	13 省 略				
	14 省				

事務	4 第32回全国育樹祭の実行委員会に関すること。			
	(1) 特に重要なもの	—		
	(2) 重要なもの		—	
	(3) 軽易なもの			—
5	その他第32回全国育樹祭の開催に関すること。			—

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
森 林 整 備 課	1～17 省略				
	18 森 林 づ くり 交 付 金 実 施 要 綱 (平成17 年3 月23 日付 け農 林水 産事 務次 官通 知)の 施 行に 関す る事 務	1 事業計画の作成及び変更 (第3)		—	
		2 実施及び報告			—
19 省 略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
漁 政 課	1～12 省略				
	14 省 略				
	15 省				

略					
---	--	--	--	--	--

別表第 8 (第 4 条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
道 路 維 持 課	1 道 路法 の施 行に 関す る事 務	1・2 省略			
		3 省略			
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		2～4 省略			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
都 市 計 画 課	1～6 省略				
		7 都 市計 画法 の施 行に 関す る事 務	1～13 省略		
		14 建築物等の新築等の協議に 係る合意(第43条第3項)			
	15～20 省略				
8～14 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
建 築 住 宅 課	1～4 省略				
		5 エ ネル ギー の使 用の 合理	1 省略		
		2 指示に係る措置命令(第75 条第4項)	—		

略					
---	--	--	--	--	--

別表第 8 (第 4 条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
道 路 維 持 課	1 道 路法 の施 行に 関す る事 務	1・2 省略			
		3 道路の保全等に関するこ と。			
		(1) 特殊な車両の通行許可 (第47条の2)			—
		4 省略			
		5 省略			
		6 省略			
		7 省略			
2～4 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
都 市 計 画 課	1～6 省略				
		7 都 市計 画法 の施 行に 関す る事 務	1～13 省略		
		14 建築物等の新築等の協議に 係る合意(第43条第3項)			
	15～20 省略				
8～14 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
建 築 住 宅 課	1～4 省略				
		5 エ ネル ギー の使 用の 合理	1 省略		

化に 関す る法 律の 施行 に関 する 事務	6 建	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。						
	築士 法の 施行 に関 する 事務	(1) 省略						
		(2) 登録事項の変更に係る措置（細則第7条第3項）						
		(3)~(5) 省略						
	(6) 申請書及び届出書の受理（第5条の2、第8条の2、第9条第1項第1号、細則第4条第1項、第7条第1項、第2項、第8条第1項、第9条第2項、第3項）							
	(7)・(8) 省略							
	2 省略							
	3 県指定登録機関、県指定試験機関及び指定事務所登録機関に関すること。							
	(1) 指定（第10条の6第1項、第10条の20第1項、第15条の6、第26条の3第1項）							
	(2) 名称等の変更の届出の受理（第10条の6第2項、第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項）							
(3) 名称等の変更に係る公示（第10条の6第3項、第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項）								
(4) 役員を選任及び解任の認可（第10条の7第1項、第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項）								
(5) 役員等の解任命令（第10条の7第2項、第10条の20第3項、第15条の6第3項、第26条の3第3項）								

化に 関す る法 律の 施行 に関 する 事務	6 建	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関すること。						
	築士 法の 施行 に関 する 事務	(1) 省略						
		(2) 登録事項の変更に係る措置（細則第7条第2項）						
		(3)~(5) 省略						
	(6) 申請書及び届出書の受理（第5条の2、第8条の2、第9条第1項第1号、細則第4条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第9条第2項、第3項）							
	(7)・(8) 省略							
	2 省略							
	3 _____県指定試験機関_____に関すること。							
	(1) 指定（第10条の6第1項____、第15条の6_____）							
	(2) 名称等の変更の届出の受理（第10条の6第2項____、第15条の6第3項、細則第18条の3）							
(3) 名称等の変更に係る公示（第10条の6第3項____、第15条の6第3項_____）								
(4) 役員を選任及び解任の認可（第10条の7第1項____、第15条の6第3項_____）								
(5) 役員等の解任命令（第10条の7第2項____、第15条の6第3項_____）								

(15) 登録状況の報告の受理 (建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(以下この部において「機関省令」という。)第18条第1項、細則第12条の8第1項)				—
(16) 不正登録者の報告の受理 (機関省令第19条、細則第12条の9)				—
(17) 書類の交付(機関省令第20条、細則第12条の11)				—
(18) 免許等の取消し等の処分の通知(機関省令第21条、細則第12条の12)				—
(19) 省略				
(20) 省略				
4・5 省略				
7～18 省略				

(15) 省略				
(16) 省略				
4・5 省略				
7～18 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第10(第4条関係) 会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項				別表第10(第4条関係) 会計管理者の権限に属する事務に係る決裁事項			
事務の種類	事 項	決裁区分		事務の種類	事 項	決裁区分	
		会計 管理 者	専決 者 出納 員			会計 管理 者	専決 者 出納 員
1 愛媛県会 計規則の施 行に関する 事務	1～8 省略			1 愛媛県会 計規則の施 行に関する 事務	1～8 省略		
	<u>9 省略</u>				<u>9 物品の出納及び保管(第166 条から第181条まで)</u>		—
2・3 省略				2・3 省略			
					<u>10 省略</u>		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p>第 2 条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21)の 4 省略</p> <p><u>(21)の 5 省略</u></p> <p><u>(21)の 6 省略</u></p> <p><u>(21)の 7 省略</u></p> <p><u>(21)の 8 省略</u></p> <p><u>(21)の 9 省略</u></p> <p><u>(21)の10 省略</u></p> <p><u>(21)の11 省略</u></p> <p><u>(21)の12 省略</u></p> <p><u>(21)の13 省略</u></p> <p><u>(21)の14 省略</u></p> <p><u>(21)の15 省略</u></p> <p><u>(21)の16 省略</u></p> <p><u>(21)の17 省略</u></p> <p><u>(21)の18 省略</u></p> <p><u>(21)の19 省略</u></p> <p><u>(21)の20 省略</u></p> <p><u>(21)の21 省略</u></p> <p><u>(21)の22 省略</u></p> <p>(22)・(23) 省略</p> <p>2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u> </u>土地開発公社（市町分）及び地方公営企業に すること。</p> <p>(12)～(17) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>6 総務県民室においては、第 1 項第 8 号、第 9 号、第13号、第14 号、第18号、第21号の 4 から第21号の22まで並びに第 2 項第 2 号、第 4 号、第 8 号及び第14号に掲げる事務並びに次の事務を所 掌する。</p> <p>7 省略</p> <p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p><u>(10)の 2 国際交流及び国際協力に関すること。</u></p> <p>(11)～(18) 省略</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p>第 2 条 総務県民課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(21)の 4 省略</p> <p><u>(21)の 5 国際交流及び国際協力に関すること。</u></p> <p><u>(21)の 6 省略</u></p> <p><u>(21)の 7 省略</u></p> <p><u>(21)の 8 省略</u></p> <p><u>(21)の 9 省略</u></p> <p><u>(21)の10 省略</u></p> <p><u>(21)の11 省略</u></p> <p><u>(21)の12 省略</u></p> <p><u>(21)の13 省略</u></p> <p><u>(21)の14 省略</u></p> <p><u>(21)の15 省略</u></p> <p><u>(21)の16 省略</u></p> <p><u>(21)の17 省略</u></p> <p><u>(21)の18 省略</u></p> <p><u>(21)の19 省略</u></p> <p><u>(21)の20 省略</u></p> <p><u>(21)の21 省略</u></p> <p><u>(21)の22 省略</u></p> <p><u>(21)の23 省略</u></p> <p>(22)・(23) 省略</p> <p>2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>広域行政圏</u>、土地開発公社（市町分）及び地方公営企業に すること。</p> <p>(12)～(17) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>6 総務県民室においては、第 1 項第 8 号、第 9 号、第13号、第14 号、第18号、第21号の 4 から第21号の23まで並びに第 2 項第 2 号、第 4 号、第 8 号及び第14号に掲げる事務並びに次の事務を所 掌する。</p> <p>7 省略</p> <p>(産業経済部各課室の所掌事務)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11)～(18) 省略</p> <p>3～5 省略</p>

6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。

(1)~(26) 省略

7・8 省略

9 第7項の規定にかかわらず、南予地方局八幡浜支局においては、西予市(三瓶町を除く。)の区域について、水産課の分掌事務を所掌しないものとする。

10 前項の事務は、南予地方局本局において所掌するものとする。

11~13 省略

14 第6項の規定にかかわらず、支局の森林林業課においては、同項第1号から第3号まで、第5号から第11号まで及び第13号から第26号までに規定する事務を所掌する。

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(4) 省略

(4)の2 省略

(4)の3 省略

(4)の4 省略

(5)~(17) 省略

(18) 削除

(19) 不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の規定に基づく報告の徴収 _____ に関すること。

(19)の2~(23)の5 省略

(23)の6 消費生活用製品安全法第40条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること(地方局職員のみが立入検査を行った場合に係るものに限る。)

(23)の7 消費生活用製品安全法第41条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

(23)の8 消費生活用製品安全法第42条第1項の規定に基づく消費生活用製品の提出命令に関すること(地方局職員のみが立入検査を行った場合に係るものに限る。)

(24)~(35) 省略

(36) 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく製造の許可に関すること(コンビナート等保安規則第2条第1項第22号に規定する特定製造事業所(以下「特定製造事業所」という。)に関するものを除く。)

(37) 省略

(38) 高圧ガス保安法第9条の規定に基づく第一種製造者の許可の取消しに関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(38)の2 高圧ガス保安法第10条第2項の規定に基づく第一種製造者の承継の届出の受理に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(38)の3 省略

(38)の4 高圧ガス保安法第11条第3項の規定に基づく第一種製造者の施設等の基準の適合命令に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

(38)の5 省略

(38)の6 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく第一種製造者の施設等の変更の許可に関すること(特定製造事業所に関するものを除く。)

6 森林林業課の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、久万高原森林林業課にあつては、その管内に係る事務を分掌する。

(1)~(26) 省略

(27) 第32回全国育樹祭の開催準備に関すること。

7・8 省略

9 第5項の規定にかかわらず、八幡浜地方局 _____ においては、西予市(三瓶町を除く。)の区域について、水産課の分掌事務を所掌しないものとする。

10 前項の事務は、宇和島地方局 _____ において所掌するものとする。

11~13 省略

14 第6項の規定にかかわらず、支局の森林林業課においては、同項第1号から第3号まで、第5号から第11号まで及び第13号から第27号までに規定する事務を所掌する。

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(4) 省略

(4)の2 広域行政圏計画策定要綱第4の規定に基づく広域行政圏計画の策定の助言等

(4)の3 省略

(4)の4 省略

(4)の5 省略

(5)~(17) 省略

(18) 不当景品類及び不当表示防止法第7条の規定に基づく指示に関すること。

(19) 不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(19)の2~(23)の5 省略

(24)~(35) 省略

(36) 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づく製造の許可に関すること _____

(37) 省略

(38) 高圧ガス保安法第9条の規定に基づく第一種製造者の許可の取消しに関すること _____

(38)の2 高圧ガス保安法第10条第2項の規定に基づく第一種製造者の承継の届出の受理に関すること _____

(38)の3 省略

(38)の4 高圧ガス保安法第11条第3項の規定に基づく第一種製造者の施設等の基準の適合命令に関すること _____

(38)の5 省略

(38)の6 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく第一種製造者の施設等の変更の許可に関すること _____

38)の 7 高圧ガス保安法第14条第 2 項の規定に基づく第一種製造者の施設の軽微な変更の届出の受理に関すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

38)の 8 ~ (43) 省略

43)の 2 高圧ガス保安法第20条第 1 項本文及び第 3 項の規定に基づく製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

44) 省略

44)の 2 高圧ガス保安法第20条第 1 項ただし書及び第 3 項第 1 号の規定に基づく高圧ガス保安協会等の製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査を受けた旨の届出並びに同条第 4 項の規定に基づく完成検査の結果報告の受理に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

44)の 3 ~ (44)の 7 省略

44)の 8 高圧ガス保安法第21条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく製造等の廃止等の届出の受理に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

45) ~ (45)の 3 省略

45)の 4 高圧ガス保安法第22条第 3 項の規定に基づく輸入高圧ガスの廃棄等の命令に關すること

46) 省略

46)の 2 高圧ガス保安法第26条第 1 項の規定に基づく危害予防規程の届出の受理に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

46)の 3 高圧ガス保安法第26条第 2 項の規定に基づく危害予防規程の変更命令に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

46)の 4 高圧ガス保安法第26条第 4 項の規定に基づく危害予防規程の遵守命令等に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

46)の 5 高圧ガス保安法第27条第 2 項の規定に基づく保安教育計画の変更命令に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

46)の 6 高圧ガス保安法第27条第 5 項の規定に基づく保安教育計画の実行等の勧告に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

46)の 7 高圧ガス保安法第27条の 2 第 5 項の規定に基づく保安統括者の選任等の届出の受理に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

46)の 8 高圧ガス保安法第27条の 2 第 6 項の規定に基づく保安技術管理者等の選任等の届出の受理に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

46)の 9 高圧ガス保安法第27条の 3 第 3 項において準用する同法第27条の 2 第 6 項の規定に基づく保安主任者等の選任等の届出の受理に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

46)の10・(47) 省略

47)の 2 高圧ガス保安法第33条第 3 項において準用する同法第27条の 2 第 5 項の規定に基づく保安統括者又は冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

48) 高圧ガス保安法第34条の規定に基づく保安統括者等の解任命令に關すること(特定製造事業所に關するものを除く。)

38)の 7 高圧ガス保安法第14条第 2 項の規定に基づく第一種製造者の施設の軽微な変更の届出の受理に關すること

38)の 8 ~ (43) 省略

43)の 2 高圧ガス保安法第20条第 1 項本文及び第 3 項の規定に基づく製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査に關すること

44) 省略

44)の 2 高圧ガス保安法第20条第 1 項ただし書及び第 3 項第 1 号の規定に基づく高圧ガス保安協会等の製造施設又は第一種貯蔵所の完成検査を受けた旨の届出並びに同条第 4 項の規定に基づく完成検査の結果報告の受理に關すること

44)の 3 ~ (44)の 7 省略

44)の 8 高圧ガス保安法第21条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく製造等の廃止等の届出の受理に關すること

45) ~ (45)の 3 省略

45)の 4 高圧ガス保安法第22条第 3 項の規定に基づく輸入高圧ガスの廃棄等の命令に關すること

46) 省略

46)の 2 高圧ガス保安法第26条第 1 項の規定に基づく危害予防規程の届出の受理に關すること

46)の 3 高圧ガス保安法第26条第 2 項の規定に基づく危害予防規程の変更命令に關すること

46)の 4 高圧ガス保安法第26条第 4 項の規定に基づく危害予防規程の遵守命令等に關すること

46)の 5 高圧ガス保安法第27条第 2 項の規定に基づく保安教育計画の変更命令に關すること

46)の 6 高圧ガス保安法第27条第 5 項の規定に基づく保安教育計画の実行等の勧告に關すること

46)の 7 高圧ガス保安法第27条の 2 第 5 項の規定に基づく保安統括者の選任等の届出の受理に關すること

46)の 8 高圧ガス保安法第27条の 2 第 6 項の規定に基づく保安技術管理者等の選任等の届出の受理に關すること

46)の 9 高圧ガス保安法第27条の 3 第 3 項において準用する同法第27条の 2 第 6 項の規定に基づく保安主任者等の選任等の届出の受理に關すること

46)の10・(47) 省略

47)の 2 高圧ガス保安法第33条第 3 項において準用する同法第27条の 2 第 5 項の規定に基づく保安統括者又は冷凍保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理に關すること

48) 高圧ガス保安法第34条の規定に基づく保安統括者等の解任命令に關すること